旅費の精算事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 池田高等学校 | 旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが２件あった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 精算日 | | Ａ | 兵庫県姫路市 | 令和３年４月５日 | 3,040円 | 令和３年５月20日 | | Ｂ | 滋賀県 | 令和３年４月５日 | 3,580円 | 令和３年５月20日 | | 検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【地方自治法施行令】  （概算払）  第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。  一 旅費  【大阪府財務規則】  （概算払の精算）  第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年１月31日）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 池田高等学校 | 非常勤職員の出勤簿を確認したところ、年休の記載がされているにもかかわらず年次休暇届が提出されていないものが１件、出退勤の記載のないものが３件あった。この４件については、本来年休取得により処理することとしていたが、当該手続が行われずに放置されていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 日付 | 出勤簿の記載 | 原因 | | Ａ | 令和３年７月23日 | 年休 | 年休届の未提出 | | 令和３年12月17日 | なし | 年休届の未提出 | | 令和４年１月４日 | なし | 年休届の未提出 | | 令和４年１月５日 | なし | 年休届の未提出 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、非常勤職員の勤務時間、休日休暇等に関する事務の取扱いを遵守することを徹底されたい。今後、再発防止のために所属のチェック体制の強化を図られたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年１月31日）

決裁遅延

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 渋谷高等学校 | タクシー借上げ料について、経費支出伺書（支出負担行為）の起案決裁が、タクシー使用後に行われていた。  契約名称：タクシー借上げ料  １　タクシー使用日：令和３年４月22日（金額：7,650円）  ２　経費支出伺書の起案日：令和３年４月23日  ３　経費支出伺書の決裁日：令和３年４月23日  ４　支出負担行為額：20,000円 | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。  【令和４年４月１日付け改正前の大阪府財務規則の運用】  第39条関係  ２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。  (2)　経費支出伺書を作成する時期  ア　競争入札の方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき  イ　ア以外のもの  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月３日から令和５年１月31日まで）

履行確認の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 桜塚高等学校 | 契約の履行完了に伴う検査（履行確認）は、予め決裁により指定された職員が行わなければならないが、下記の業務における検査については、検査員として指定されていない者が検査を行っていた。  契約名称：大阪府立桜塚高等学校の消防設備保守点検業務 （機器・総合点検及び機器点検）   |  |  | | --- | --- | | 契約期間 | 令和３年７月１日から令和４年３月31日まで | | 契約金額 | 216,700円 | | 完 了 日 | 令和３年８月19日、令和４年３月31日 | | 検 査 日 | 令和３年８月19日、令和４年３月31日 |   契約名称：授業アンケートシステム運用業務委託   |  |  | | --- | --- | | 契約期間 | 令和３年７月１日から令和４年３月31日まで | | 契約金額 | 48,400円 | | 完 了 日 | 令和３年７月28日、令和４年１月７日 | | 検 査 日 | 令和３年７月28日、令和４年１月７日 |   契約名称：大阪府立桜塚高等学校産業廃棄物（蛍光灯）収集運搬及び処分の委託業務   |  |  | | --- | --- | | 契約期間 | 令和３年11月15日から令和４年３月31日まで | | 契約金額 | 80,300円 | | 完 了 日 | 令和３年12月28日 | | 検 査 日 | 令和３年12月28日 |   契約名称：グリストラップ清掃業務   |  |  | | --- | --- | | 契約期間 | 令和３年７月21日から同年８月31日まで | | 契約金額 | 77,000円 | | 完 了 日 | 令和３年７月21日 | | 検 査 日 | 令和３年７月26日 |   契約名称：大阪府立桜塚高等学校北館（４号館）４階廊下雨漏り補修   |  |  | | --- | --- | | 契約期間 | 令和３年７月21日から同年８月31日まで | | 契約金額 | 385,000円 | | 完 了 日 | 令和３年７月23日 | | 検 査 日 | 令和３年７月23日 | | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  | | --- | | 【地方自治法】  （契約の履行の確保）  第234条の２　普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。  【大阪府財務規則】  （検査）  第69条  ４　契約局長若しくは契約担当者又はこれらの者が指定する職員は、法第234条の２第１項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書（様式第36号）を作成しなければならない。ただし、当該検査に係る契約の契約代金が150万円以下であるとき又は当該契約が知事が別に定めるものに該当するときは、納品書、工事の完了届書、請求書等に当該検査を行った旨を記載の上記名し、又は知事が別に定める方法により当該契約担当者若しくはその指定する職員が検査したことを示すことによってこれに代えることができる。  【大阪府財務規則の運用】  第69条関係  ２　規則第69条第２項による指定及び同条第４項に規定する職員の指定は、決裁により行わなければならない。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年12月13日）

旅費の精算事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 桜塚高等学校 | 旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものがあった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 精算日 | | Ａ | 兵庫県姫路市 | 令和３年４月11日 | 3,640円 | 令和３年５月25日 | | 検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【地方自治法施行令】  （概算払）  第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。  一 旅費  【大阪府財務規則】  （概算払の精算）  第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年12月13日）

建設仮勘定の精算事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 吹田高等学校 | 令和３年度の財務諸表（貸借対照表）において、建設仮勘定に計上されている下記の内容を確認したところ、工事完了による引渡しが行われているにもかかわらず、建設仮勘定に計上されたままとなっていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 年度 | 契約件名 | 契約金額 | 未精算額 | | 令和３年度 | 生徒１人１台端末に係る充電機能機器設置場所等への電源コンセント増設工事 | 385,000円 | 385,000円 | | 同　上 | 情報コンセント増設に係るＬＡＮ工事 | 499,400円 | 499,400円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  | | --- | | 【大阪府財務諸表作成基準】  （固定資産の分類及び計上）  第15条　固定資産の計上は次のとおりとする。  (7) 建設仮勘定  　　　行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。  【建設仮勘定取扱要領】  第４条　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。  ２　前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （台帳の異動登録）  第５条  ２　異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。ま  た、第１号（府以外からの取得の場合に限る。）及び第３号の場合において  は、併せて取得年月日を登録する。  (3)建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。（以下略） | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月３日から令和５年１月31日まで）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 北千里高等学校 | 出勤簿を確認したところ、遅参ありとなっているものが３件あった。この３件については、本来年休取得により処理することとしていたが、当該手続が行われずに放置されていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 日付 | 出勤簿表示 | 原因 | | Ａ | 令和３年10月18日 | 遅参 | 年休入力漏れ | | Ｂ | 令和３年12月28日 | 遅参 | 年休入力漏れ | | 令和４年１月５日 | 遅参 | 年休入力漏れ | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員の勤務時間、休日休暇等に関する事務の取扱いを遵守することを徹底されたい。今後、再発防止のために所属のチェック体制の強化を図られたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年２月２日）

備品管理の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 北千里高等学校 | 下記の備品について、備品出納簿に記載されていなかった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 品種 | 品目 | 当初受入年月日 | 数量 | 金額 | | 商品名 | | 家具什器類 | ちゅう房器具 | 令和４年３月20日 | １ | 132,000円 | | ウォータークーラー | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【大阪府財務規則】  （物品の出納の通知及び帳簿の記載）  第80条　物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。  ２　前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。  一　備品出納簿（様式第39号） | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年２月２日）

資産と費用の区分誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 三島高等学校 | 増設工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。  １　工事完了日：令和３年12月26日（検査日：令和３年12月26日）   |  |  | | --- | --- | | 工事名称 | 金額 | | 電源コンセント増設工事（26教室） | 228,800円 |   ２　工事完了日：令和４年２月19日（検査日：令和４年２月19日）   |  |  | | --- | --- | | 工事名称 | 金額 | | 情報コンセント増設に係るＬＡＮ工事 | 220,000円 | | 検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （台帳の取得登録）  第４条　財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表２「異動理由表」のとおりとする。  ２　取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。  (1)財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。  (2)建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。  （台帳価格）  第12条　台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。  (1)当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表４「固定資産計上基準表」のとおりとする。  「別表４　固定資産計上基準表」  （固定資産計上の基本方針）  １．取得時点での取引価格（購入代価等）だけではなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。  ２．取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。  【大阪府財務規則】  （見積書の徴取）  第62条　契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく２人以上の者から見積書（当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を徴さなければならない。ただし、契約の目的及び性質により見積書を徴する必要がないと認めて知事が別に定めるものについては、この限りでない。  【大阪府財務規則の運用】  第62条関係  ３　前項に掲げるもののほか、取引の実例価格を考慮して、価額が適正と認められる１件の代金が10万円以下のものの購入、修理等に係るものについては、電話、ファックス、電子メール及びウェブページ等により価額の見積りを取り、その状況を記録しておくことにより見積書の徴取に代えることができる。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月３日から令和５年１月31日まで）

資産と費用の区分誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 芥川高等学校 | 増設工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。  工事完了日：令和３年12月28日（検査日：令和３年12月28日）   |  |  | | --- | --- | | 工事名称 | 金額 | | 各教室の電源コンセント増設工事 | 187,000円 | | 検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （台帳の取得登録）  第４条　財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表２「異動理由表」のとおりとする。  ２　取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。  (1)財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。  (2)建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。  （台帳価格）  第12条　台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。  (1)当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表４「固定資産計上基準表」のとおりとする。  「別表４　固定資産計上基準表」  （固定資産計上の基本方針）  １．取得時点での取引価格（購入代価等）だけではなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。  ２．取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。  【大阪府財務規則】  （見積書の徴取）  第62条　契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく２人以上の者から見積書（当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を徴さなければならない。ただし、契約の目的及び性質により見積書を徴する必要がないと認めて知事が別に定めるものについては、この限りでない。  【大阪府財務規則の運用】  第62条関係  ３　前項に掲げるもののほか、取引の実例価格を考慮して、価額が適正と認められる１件の代金が10万円以下のものの購入、修理等に係るものについては、電話、ファックス、電子メール及びウェブページ等により価額の見積りを取り、その状況を記録しておくことにより見積書の徴取に代えることができる。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月３日から令和５年１月31日まで）

備品管理の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 緑風冠高等学校 | 備品出納簿に記載されている下記の備品について、実査したところ現物を確認することができなかった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 品種 | 品目 | 当初受入年月日 | 数量 | 金額 | | 商品名 | | 家具什器類 | その他器具類 | 平成２年３月30日 | ２ | 278,100円 | | ビデオコーダー | | 検出事項について、現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府財務規則】  （物品の出納の通知及び帳簿の記載）  第80条　物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。  ２　前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。  　一　備品出納簿（様式第39号） |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月20日）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 夕陽丘高等学校 | 新型コロナワクチン接種に係る職務専念義務の免除について、ワクチン接種に必要と認める時間以外で勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | ワクチン  接種日 | ワクチン接種に  必要と認める時間 | 職務に専念する  義務の免除を  承認した時間 | | Ａ | 令和３年  ７月26日 | 午前８時30分から  午後０時15分まで | 午前８時30分から  午後５時00分まで  （全日） | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  | | --- | | 【地方公務員法】  （職務に専念する義務）  第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。  【職務に専念する義務の特例に関する条例】  （職務に専念する義務の免除）  第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者（特定地方独立行政法人の理事長を含む。）又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。  三　前２号に規定する場合を除くほか、人事委員会（特定地方独立行政法人の職員に係るものにあっては、当該特定地方独立行政法人の理事長）が定める場合  【職務に専念する義務の特例に関する規則】  （職務に専念する義務の免除）  第２条　職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承諾を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。  十二　前各号のほか、人事委員会が適当と認める場合  【新型コロナウイルス感染症にかかる教職員の服務について（通知）（令和３年６月３日付け教職企第1398号）】※  新型コロナウイルス感染症にかかる教職員の服務について、別添のとおり取り扱い願います。  別添６　新型コロナワクチン接種を受ける医療従事者等に該当する教職員以外の教職員（令和３年２月17日から適用）  職務に専念する義務の免除（必要と認める期間又は時間）  ※【職務に専念する義務の免除に係る取扱いについて（通知）（令和３年６月２日付け大人委第1349号）】による。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月25日）

建設仮勘定の精算事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 阿倍野高等学校 | 令和３年度の財務諸表（貸借対照表）において、建設仮勘定に計上されている下記の内容を確認したところ、工事完了による引渡しが行われているにもかかわらず、建設仮勘定に計上されたままとなっていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 年度 | 契約件名 | 契約金額 | 未精算額 | | 令和３年度 | 生徒１人１台端末に係る充電機能機器設置場所等への電源コンセント増設工事 | 693,000円 | 693,000円 | | 同　上 | 情報コンセント増設に係るＬＡＮ工事 | 493,900円 | 493,900円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  | | --- | | 【大阪府財務諸表作成基準】  （固定資産の分類及び計上）  第15条　固定資産の計上は次のとおりとする。  (7) 建設仮勘定  　　　行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。  【建設仮勘定取扱要領】  第４条　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。  ２　前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （台帳の異動登録）  第５条  ２　異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。ま  た、第１号（府以外からの取得の場合に限る。）及び第３号の場合において  は、併せて取得年月日を登録する。  (3)建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。（以下略） | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月３日から令和５年１月31日まで）

資産と費用の区分誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 平野高等学校 | 増設工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。  １　工事完了日：令和３年12月12日（検査日：令和３年12月27日）※   |  |  | | --- | --- | | 工事名称 | 金額 | | 端末電源保管庫用電源コンセント増設工事 | 498,995円 |   ※完了届提出日：令和３年12月27日  ２　工事完了日：令和４年３月27日（検査日：令和４年３月27日）   |  |  | | --- | --- | | 工事名称 | 金額 | | 情報コンセント増設等工事 | 499,950円 |   ３　工事完了日：令和４年３月27日（検査日：令和４年３月27日）   |  |  | | --- | --- | | 工事名称 | 金額 | | 情報コンセント増設追加工事 | 181,500円 | | 検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （台帳の取得登録）  第４条　財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表２「異動理由表」のとおりとする。  ２　取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。  (1)財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。  (2)建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。  （台帳価格）  第12条　台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。  (1)当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表４「固定資産計上基準表」のとおりとする。  「別表４　固定資産計上基準表」  （固定資産計上の基本方針）  １．取得時点での取引価格（購入代価等）だけではなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。  ２．取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。  【大阪府財務規則】  （見積書の徴取）  第62条　契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく２人以上の者から見積書（当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を徴さなければならない。ただし、契約の目的及び性質により見積書を徴する必要がないと認めて知事が別に定めるものについては、この限りでない。  【大阪府財務規則の運用】  第62条関係  ３　前項に掲げるもののほか、取引の実例価格を考慮して、価額が適正と認められる１件の代金が10万円以下のものの購入、修理等に係るものについては、電話、ファックス、電子メール及びウェブページ等により価額の見積りを取り、その状況を記録しておくことにより見積書の徴取に代えることができる。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月３日から令和５年１月31日まで）

資産と費用の区分誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 八尾高等学校 | 設置工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。  　工事完了日：令和３年７月20日（検査日：令和３年７月20日）   |  |  | | --- | --- | | 工事名称 | 金額 | | 特別教室棟１階被服教室空調機設置工事 | 1,052,700円 | | 検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （台帳の取得登録）  第４条　財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表２「異動理由表」のとおりとする。  ２　取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。  (1)財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。  (2)建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。  （台帳価格）  第12条　台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。  (1)当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表４「固定資産計上基準表」のとおりとする。  「別表４　固定資産計上基準表」  （固定資産計上の基本方針）  １．取得時点での取引価格（購入代価等）だけではなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。  ２．取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。  【大阪府財務規則】  （見積書の徴取）  第62条　契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく２人以上の者から見積書（当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を徴さなければならない。ただし、契約の目的及び性質により見積書を徴する必要がないと認めて知事が別に定めるものについては、この限りでない。  【大阪府財務規則の運用】  第62条関係  ３　前項に掲げるもののほか、取引の実例価格を考慮して、価額が適正と認められる１件の代金が10万円以下のものの購入、修理等に係るものについては、電話、ファックス、電子メール及びウェブページ等により価額の見積りを取り、その状況を記録しておくことにより見積書の徴取に代えることができる。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月３日から令和５年１月31日まで）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 懐風館高等学校 | 新型コロナワクチン接種に係る職務専念義務の免除について、ワクチン接種に必要と認める時間以外で勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | ワクチン  接種日 | ワクチン接種に  必要と認める時間 | 職務に専念する  義務の免除を  承認した時間 | | Ａ | 令和３年  ７月26日 | 午前８時20分から  午後０時30分まで | 午前８時20分から  午後４時50分まで  （全日） | | 令和３年  ８月23日 | 午前８時20分から  午後０時30分まで | 午前８時20分から  午後４時50分まで  （全日） | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  | | --- | | 【地方公務員法】  （職務に専念する義務）  第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。  【職務に専念する義務の特例に関する条例】  （職務に専念する義務の免除）  第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者（特定地方独立行政法人の理事長を含む。）又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。  三　前２号に規定する場合を除くほか、人事委員会（特定地方独立行政法人の職員に係るものにあっては、当該特定地方独立行政法人の理事長）が定める場合  【職務に専念する義務の特例に関する規則】  （職務に専念する義務の免除）  第２条　職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承諾を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。  十二　前各号のほか、人事委員会が適当と認める場合  【新型コロナウイルス感染症にかかる教職員の服務について（通知）（令和３年６月３日付け教職企第1398号）】※  新型コロナウイルス感染症にかかる教職員の服務について、別添のとおり取り扱い願います。  別添６　新型コロナワクチン接種を受ける医療従事者等に該当する教職員以外の教職員（令和３年２月17日から適用）  職務に専念する義務の免除（必要と認める期間又は時間）  ※【職務に専念する義務の免除に係る取扱いについて（通知）（令和３年６月２日付け大人委第1349号）】による。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月27日）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 懐風館高等学校 | 職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが３件あった。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 職員 | 事実発生時期 | 件数 | | Ａ | 令和３年４月 | ３件 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月27日）

不適切な服務管理及び管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 登美丘高等学校 | 定期健康診断の受診に係る管内出張について、職員が誤って職務専念義務免除申請としてシステム登録を行い、決裁権者が誤って承認していた。そのため、管内出張に係る旅費も未払となっていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張先 | 出張日 | 未払旅費額 | | Ａ | 大阪市中央区 | 令和３年９月24日 | 900円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【府立学校職員健康診断実施要項】  ８　健康診断受診に伴う服務の取扱い  ○健康診断受診に伴う服務の取扱いについては、次のとおりとする。  　ただし、この取扱いは指定健診機関に指示された医療機関を受診する場合に限る。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 健康診断の種類 | | 検査項目等 | 服務の取扱い | | 定期健康診断 | 一次 | ○結核検査、医師の診察、尿検査、血圧測定、身長・体重、視力検査、血液検査、聴力検査、心電図検査、腹囲測定、胃検査 | 出張 ＊指定健診機関に指示された  医療機関で受診すること | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年１月20日）

公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 登美丘高等学校 | 行政財産の使用許可について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 | | 土地 | 0.9㎡ | 選挙ポスター掲示場の設置 | 免除 | 令和３年10月９日から  同年11月30日まで | | 検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載されたい。  また、所属のチェック体制を強化する等、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【大阪府公有財産規則】  （使用状況の確認）  第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年１回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （使用許可、貸付又は使用承認の状況）  第19条　部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。  ２　登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年１月20日）

備品管理の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 登美丘高等学校 | 備品出納簿に記載されている下記の備品について、実査したところ現物を確認することができなかった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 品種 | 品目 | 当初受入年月日 | 数量 | 金額 | | 商品名 | | 家具什器類 | 冷暖房器具 | 平成16年８月17日 | １ | 252,000円 | | エアコン | | 【大阪府財務規則】  （物品の出納の通知及び帳簿の記載）  第80条　物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。  ２　前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。  　一　備品出納簿（様式第39号）  （不用の決定及び不用品の処分）  第87条　知事又は第３条の規定により物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書（様式第49号）を作成の上不用の決定をしなければならない。  ２　前項の規定により不用の決定をした物品は、譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない。  【備品管理の適正化について】（平成23年７月13日　施設財務課長通知）  　標記について、平成22年度監査の結果、大阪府監査委員より別添のとおり多くの学校において備品の管理が的確に行われていないとの意見が出されました。  　特に備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物がないもの、老朽化等のため使用されていないもの、取得備品を備品出納簿に登載していないなどの不備が指摘されています。  　ついては、備品の適正な管理を図るため、下記により備品の管理を徹底されるようお願いします。  記  ４　照合確認　府財務規則第88条の規定に基づき、物品増減通知等を作成するときなどに物品管理者、物  　検出事項について、現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府財務規則】  （物品の出納の通知及び帳簿の記載）  第80条　物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。  ２　前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。  　一　備品出納簿（様式第39号） |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年１月20日）

行政財産の使用許可に係る光熱水費等経費の徴収の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 堺上高等学校 | 業者等が設置する公衆電話の電気代については、当該行政財産使用許可書に基づき、徴収することとなっている。  令和３年度における電気代の徴収に当たり、関西電力の小型機器料金の料金単価を基に算出していたが、誤った料金単価を基に算出していたため、徴収不足となっていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | |  | 誤  （既収納額） | 正 | 不足額 | | 業者等が負担する電気料金 | 7,692円 | 7,824円 | 132円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  | | --- | | 【公有財産事務の手引】  第３章　公有財産の管理事務  第７節　使用許可  第４　使用料  ７　使用料についての留意点  (2)　行政財産の使用に伴って消費する電気、ガス及び水道等の経費については使用料の中には含まれていないので、別段の整理をすること。（財産活用課庁内ＷＥＢの要綱、要領、基準等（光熱水費等の徴収事務）を参照）  【行政財産の使用許可にかかる光熱水費等経費の徴収事務の取扱規準（平成11年３月11日付け管財第488号）】  １　光熱水費等経費  (1)　電気・ガス・上下水道・空調・警備・清掃・各種メンテナンス等の各項目とする。（以下略）  【行政財産使用許可書】  第８　使用者は、許可物件の維持保存のため通常必要とする経費のほか、許可物件に付帯する電気、水道、ガスその他の設備の使用に必要な経費を負担しなければならない。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年２月３日）

特殊勤務手当の誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 堺上高等学校 | 教員特殊業務手当について、支給対象外の職員に支給されていた。   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 業務内容 | 支給対象期間 | 既支給額 | 正規支給額 | 戻入すべき額 | | Ａ | 修学旅行引率指導業務 | 令和３年11月１日から同月２日まで | 10,200円 | ０円 | 10,200円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、その原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 【職員の特殊勤務手当に関する条例】  (教員特殊業務手当)  第18条　教員特殊業務手当は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校若しくは特別支援学校(以下これらを「義務教育諸学校」という。)に勤務する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で、給与条例第３条第１項第４号イに規定する高等学校等教育職給料表又は同号ロに規定する小学校・中学校教育職給料表の職務の級が１級、２級若しくは特２級であるものが、次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が次項の表の上欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める場合に該当するときに支給する。  ２　修学旅行、林間学校、臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において、児童又は生徒を引率して行う指導の業務で泊を伴うもの  【給与実務の手引き】  第２章 手当編  第６ 特殊勤務手当  （教員特殊業務手当一覧） （平成30年４月１日～）   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 支給対象業務 | 支給要件 | | | 手当額  【日額】 | | （略） | （略） | （略） | | 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）において、児童又は生徒を引率して行う指導の業務で泊を伴うもの（中略）（※１） | その日において、業務に従事した時間が７時間45分以上であるとき。 | | | 5,100円 |   （※１）  ○「修学旅行、林間・臨海学校等」の「等」とは、いわゆる移動教室、スキー学校など修学旅行又は林間・臨海学校と類似した行事をいい、クラブ活動として行うものはこれには含まれない。  ○「……泊を伴うもの」には、２日以上の旅行の最終日における指導業務が含まれる。  ○「……泊を伴うもの」には、当該業務に従事する時間が７時間45分程度に及ぶ出発及び帰校の日の業務が含まれる。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年２月３日）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 堺上高等学校 | 新型コロナワクチン接種に係る職務専念義務の免除について、ワクチン接種及び接種との関連性が高いと認められる症状による療養に必要と認める時間以外で勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | ワクチン  接種日 | ワクチン接種等に  必要と認める時間 | 職務に専念する義務の免除を承認した時間 | | Ａ | 令和４年  ３月31日 | 午後０時25分から  午後４時55分まで | 午前８時25分から  午後４時55分まで  （全日） | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  | | --- | | 【地方公務員法】  （職務に専念する義務）  第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。  【職務に専念する義務の特例に関する条例】  （職務に専念する義務の免除）  第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者（特定地方独立行政法人の理事長を含む。）又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。  三　前２号に規定する場合を除くほか、人事委員会（特定地方独立行政法人の職員に係るものにあっては、当該特定地方独立行政法人の理事長）が定める場合  【職務に専念する義務の特例に関する規則】  （職務に専念する義務の免除）  第２条　職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承諾を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。  十二　前各号のほか、人事委員会が適当と認める場合  【新型コロナウイルス感染症にかかる教職員の服務について（通知）（令和３年６月３日付け教職企第1398号）】※  新型コロナウイルス感染症にかかる教職員の服務について、別添のとおり取り扱い願います。  別添６　新型コロナワクチン接種を受ける医療従事者等に該当する教職員以外の教職員（令和３年２月17日から適用）  職務に専念する義務の免除（必要と認める期間又は時間）  ７　新型コロナワクチン接種との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合において、勤務しないことがやむを得ないと認められる教職員（令和３年２月17日から適用）  職務に専念する義務の免除（必要と認める期間又は時間）  ※【職務に専念する義務の免除に係る取扱いについて（通知）（令和３年６月２日付け大人委第1349号）】による。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年２月３日）

備品管理の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 堺上高等学校 | 備品出納簿に記載されている下記の備品について、実査したところ現物を確認することができなかった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 品種 | 品目 | 当初受入年月日 | 数量 | 金額 | | 商品名 | | 機械器具類 | OA器具類 | 平成17年12月５日 | １ | 136,290円 | | パソコン | | 検出事項について、現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府財務規則】  （物品の出納の通知及び帳簿の記載）  第80条　物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。  ２　前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。  　一　備品出納簿（様式第39号） |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年２月３日）

資産と費用の区分誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 千里青雲高等学校 | 増設工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。  １　工事完了日：令和４年１月６日（検査日：令和４年１月６日）   |  |  | | --- | --- | | 工事名称 | 金額 | | 生徒１人１台端末に係る充電機能機器設置場所等への電源コンセント増設工事 | 366,300円 |   ２　工事完了日：令和４年２月７日（検査日：令和４年２月７日）   |  |  | | --- | --- | | 工事名称 | 金額 | | 情報コンセント増設に係るＬＡＮ工事 | 496,540円 | | 検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （台帳の取得登録）  第４条　財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表２「異動理由表」のとおりとする。  ２　取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。  (1)財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。  (2)建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。  （台帳価格）  第12条　台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。  (1)当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表４「固定資産計上基準表」のとおりとする。  「別表４　固定資産計上基準表」  （固定資産計上の基本方針）  １．取得時点での取引価格（購入代価等）だけではなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。  ２．取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。  【大阪府財務規則】  （見積書の徴取）  第62条　契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく２人以上の者から見積書（当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を徴さなければならない。ただし、契約の目的及び性質により見積書を徴する必要がないと認めて知事が別に定めるものについては、この限りでない。  【大阪府財務規則の運用】  第62条関係  ３　前項に掲げるもののほか、取引の実例価格を考慮して、価額が適正と認められる１件の代金が10万円以下のものの購入、修理等に係るものについては、電話、ファックス、電子メール及びウェブページ等により価額の見積りを取り、その状況を記録しておくことにより見積書の徴取に代えることができる。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月３日から令和５年１月31日まで）

資産と費用の区分誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 八尾北高等学校 | 増設工事及び設置工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。  １　工事完了日：令和４年１月11日（検査日：令和４年１月11日）   |  |  | | --- | --- | | 工事名称 | 金額 | | ＧＩＧＡスクール構想に伴う充電コンセント等増設工事 | 236,500円 |   ２　工事完了日：令和４年３月17日（検査日：令和４年３月17日）   |  |  | | --- | --- | | 工事名称 | 金額 | | オアシス教室プロジェクターの設置工事 | 249,700円 | | 検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （台帳の取得登録）  第４条　財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表２「異動理由表」のとおりとする。  ２　取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。  (1)財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。  (2)建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。  （台帳価格）  第12条　台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。  (1)当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表４「固定資産計上基準表」のとおりとする。  「別表４　固定資産計上基準表」  （固定資産計上の基本方針）  １．取得時点での取引価格（購入代価等）だけではなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。  ２．取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。  【大阪府財務規則】  （見積書の徴取）  第62条　契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく２人以上の者から見積書（当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を徴さなければならない。ただし、契約の目的及び性質により見積書を徴する必要がないと認めて知事が別に定めるものについては、この限りでない。  【大阪府財務規則の運用】  第62条関係  ３　前項に掲げるもののほか、取引の実例価格を考慮して、価額が適正と認められる１件の代金が10万円以下のものの購入、修理等に係るものについては、電話、ファックス、電子メール及びウェブページ等により価額の見積りを取り、その状況を記録しておくことにより見積書の徴取に代えることができる。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月３日から令和５年１月31日まで）

資産と費用の区分誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 松原高等学校 | 増設工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。  工事完了日：令和４年３月31日（検査日：令和４年３月31日）   |  |  | | --- | --- | | 工事名称 | 金額 | | 情報コンセント増設に係るＬＡＮ工事 | 495,000円 | | 検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （台帳の取得登録）  第４条　財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表２「異動理由表」のとおりとする。  ２　取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。  (1)財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。  (2)建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。  （台帳価格）  第12条　台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。  (1)当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表４「固定資産計上基準表」のとおりとする。  「別表４　固定資産計上基準表」  （固定資産計上の基本方針）  １．取得時点での取引価格（購入代価等）だけではなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。  ２．取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。  【大阪府財務規則】  （見積書の徴取）  第62条　契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく２人以上の者から見積書（当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を徴さなければならない。ただし、契約の目的及び性質により見積書を徴する必要がないと認めて知事が別に定めるものについては、この限りでない。  【大阪府財務規則の運用】  第62条関係  ３　前項に掲げるもののほか、取引の実例価格を考慮して、価額が適正と認められる１件の代金が10万円以下のものの購入、修理等に係るものについては、電話、ファックス、電子メール及びウェブページ等により価額の見積りを取り、その状況を記録しておくことにより見積書の徴取に代えることができる。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月３日から令和５年１月31日まで）

資産と費用の区分誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 門真なみはや高等学校 | 増設工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。  １　工事完了日：令和３年10月２日（検査日：令和３年10月２日）   |  |  | | --- | --- | | 工事名称 | 金額 | | 電源コンセント増設工事 | 627,000円 |   ２　工事完了日：令和４年３月７日（検査日：令和４年３月７日）   |  |  | | --- | --- | | 工事名称 | 金額 | | 情報コンセント増設工事 | 495,000円 | | 検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （台帳の取得登録）  第４条　財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表２「異動理由表」のとおりとする。  ２　取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。  (1)財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。  (2)建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。  （台帳価格）  第12条　台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。  (1)当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表４「固定資産計上基準表」のとおりとする。  「別表４　固定資産計上基準表」  （固定資産計上の基本方針）  １．取得時点での取引価格（購入代価等）だけではなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。  ２．取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月３日から令和５年１月31日まで）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 長吉高等学校 | 新型コロナワクチン接種に係る職務専念義務の免除について、ワクチン接種に必要と認める時間以外で勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、必要と認める時間以外にわたって職務専念義務が免除されていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | ワクチン  接種日 | ワクチン接種に  必要と認める時間 | 職務に専念する  義務の免除を  承認した時間 | | Ａ | 令和３年  ７月30日 | 午前10時00分から  午前11時30分まで | 午前10時00分から  午後４時50分まで | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  | | --- | | 【地方公務員法】  （職務に専念する義務）  第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。  【職務に専念する義務の特例に関する条例】  （職務に専念する義務の免除）  第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者（特定地方独立行政法人の理事長を含む。）又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。  三　前２号に規定する場合を除くほか、人事委員会（特定地方独立行政法人の職員に係るものにあっては、当該特定地方独立行政法人の理事長）が定める場合  【職務に専念する義務の特例に関する規則】  （職務に専念する義務の免除）  第２条　職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承諾を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。  十二　前各号のほか、人事委員会が適当と認める場合  【新型コロナウイルス感染症にかかる教職員の服務について（通知）（令和３年６月３日付け教職企第1398号）】※  新型コロナウイルス感染症にかかる教職員の服務について、別添のとおり取り扱い願います。  別添６　新型コロナワクチン接種を受ける医療従事者等に該当する教職員以外の教職員（令和３年２月17日から適用）  職務に専念する義務の免除（必要と認める期間又は時間）  ※【職務に専念する義務の免除に係る取扱いについて（通知）（令和３年６月２日付け大人委第1349号）】による。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月31日）

公有財産管理の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 長吉高等学校 | 消防法で６月ごと又は１年ごとに行うよう定められている消防用設備等の点検を実施していなかった。   |  |  |  | | --- | --- | --- | |  | 前回点検日 | 令和３年度点検日 | | 機器点検  （６月ごと） | 令和３年３月14日 | 実施せず | | 総合点検  （１年ごと） | 令和２年８月23日 | 実施せず | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 【消防法】  第17条学校、（中略）その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従つて、設置し、及び維持しなければならない。  第17条の３の３　第17条第１項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等（第８条の２の２第１項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能）について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。  【消防法施行令】  第２章  第１節　防火対象物の指定  （防火対象物の指定）  第６条　法第17条第１項の政令で定める防火対象物は、別表第１に掲げる防火対象物とする。  別表第一（抜粋）   |  |  | | --- | --- | | （七） | 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの |   【消防法施行規則】  （消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告)  第31条の６　法第17条の３の３の規定による消防用設備等の点検は、種類及び点検内容に応じて、１年以内で消防庁長官が定める期間ごとに行うものとする。  【消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第９号）】  消防法施行規則(昭和36年自治省令第６号)第31条の６第１項及び第４項の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を次のとおり定める。  第３　点検の期間  点検の期間は、次の表の上欄（左欄）に掲げる消防用設備等の種類等並びに同表中欄に掲げる点検の内容及び方法に応じ、同表下欄（右欄）に掲げるとおりとする。ただし、特殊消防用設備等にあっては、法第17条第３項に規定する設備等設置維持計画に定める期間によるものとする。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 消防用設備等の種類等 | 点検の内容及び方法 | 点検の期間 | | 消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備、連結散水設備、無線通信補助設備及び共同住宅用非常コンセント設備 | 機器点検 | ６月 | | 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結送水管、非常電源(配線の部分を除く)、総合操作盤、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備、 共同住宅用連結送水管、特定小規模施設用自動火災報知設備、加圧防排煙設備、複合型居住施設用自動火災報知設備並びに特定駐車場用泡消火設備 | 機器点検 | ６月 | | 総合点検 | １年 | | 配線 | 総合点検 | １年 | | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月31日）

経費支出手続の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 農芸高等学校 | 校内電灯回路漏電調査の契約について、比較見積書を徴取していなかった。  契約名称：校内電灯回路漏電調査  １　契約期間：令和３年４月８日から同月23日まで  ２　契約金額：440,000円 | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  | | --- | | 【大阪府財務規則】  （見積書の徴取）  第62条　契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく２人以上の者から見積書（当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を徴さなければならない。ただし、契約の目的及び性質により見積書を徴する必要がないと認めて知事が別に定めるものについては、この限りでない。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月24日）

管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 農芸高等学校 | 管内出張であるにもかかわらず、誤って管外出張としてシステム登録を行い、提出状態のままとなっているものがあった。  また、誤った状態が修正されずに放置されていたため、旅費が未払となっていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張先 | 出張日 | 未払旅費額 | | Ａ | 大阪市住之江区 | 令和３年９月７日 | 1,600円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月24日）

旅費の精算事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 農芸高等学校 | 旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが８件あった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 精算日 | | Ａ | 兵庫県加古川市 | 令和３年６月18日 | 4,100円 | 令和３年７月20日 | | 兵庫県加古川市 | 令和３年７月19日 | 4,100円 | 令和３年９月２日 | | 兵庫県加古川市 | 令和３年７月20日 | 4,100円 | 令和３年９月２日 | | Ｂ | 兵庫県加古川市 | 令和３年６月18日 | 3,500円 | 令和３年７月20日 | | 兵庫県加古川市 | 令和３年７月19日 | 3,500円 | 令和３年９月２日 | | 兵庫県加古川市 | 令和３年７月20日 | 3,500円 | 令和３年９月２日 | | Ｃ | 兵庫県三田市 | 令和３年７月21日 | 2,200円 | 令和３年９月２日 | | 兵庫県三田市 | 令和３年７月22日 | 2,200円 | 令和３年９月２日 | | 検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【地方自治法施行令】  （概算払）  第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。  一 旅費  【大阪府財務規則】  （概算払の精算）  第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月24日）

公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 農芸高等学校 | １　行政財産の使用許可の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 | | 建物 | 建物108.00㎡、自動販売機　建物外３台 | 食堂 | （注１）  255,560円 | (注１)  令和３年４月１日から  令和８年３月31日まで |   （注１）公有財産台帳では、年間使用料の改定に伴う登載が行われず「251,880円」のまま放置されていた。また、許可期間が「平成30年４月１日から令和３年３月31日まで」のまま放置されていた。  ２　借用財産の期間の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 所在地 | 借用数量 | 借用目的 | 年間借用料 | 借用期間 | | 土地 | 堺市美原区太井535 | 1,431.00㎡ | 実習農場 | 無償 | （注２）  平成12年４月１日から  令和５年３月31日まで |   （注２）公有財産台帳では、許可期間が「平成12年４月１日から平成27年３月31日まで」のまま放置されていた。 | 検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載されたい。  また、所属のチェック体制を強化する等、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【大阪府公有財産規則】  （使用状況の確認）  第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年１回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （借用財産）  第18条　部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。  ２　登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。  （使用許可、貸付又は使用承認の状況）  第19条　部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。  ２　登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。  【公有財産事務の手引】  第２章　公有財産の取得  第３節　借用  府が行政遂行の手段として､他者の所有する財産を許可又は契約（賃貸借契約､使用貸借契約）により借り受けることをいう。  借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を１年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月24日）

行政財産使用許可等の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 農芸高等学校 | 学校の敷地内に下記の物件が設置されているが、行政財産の使用許可等の手続を行っていなかった。   |  |  | | --- | --- | | 物件名 | 数量 | | 通学路徐行の看板 | １ | | 検出事項について、設置者を調査・確認の上、撤去や使用許可等の適否を判断し、所要の手続を行うとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【地方自治法】  （行政財産の管理及び処分）  第238条の４  ７　行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。  【大阪府公有財産規則】  （管理の原則）  第14条　公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。  （使用許可の範囲）  第22条　行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の４第７項の規定により、その使用を許可することができる。  一　府の職員、府立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。  二　国又は他の地方公共団体が行う調査研究、公の施策の普及宣伝その他公共の目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間供するとき。  三　水道事業、電気事業、ガス事業その他知事が指定する事業の用に供するとき。  四　災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。  五　国又は他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するとき。  六　行政財産の効率的利用に資すると認められるとき。  七　前各号に掲げるもののほか、府の事務若しくは事業の遂行上又は公益上やむを得ないと認められるとき。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月24日）

旅費の精算事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 佐野工科高等学校 | 旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが５件あった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張先 | 出張期間 | 旅費  支給額 | 精算日 | | Ａ | 北海道 | 令和４年１月４日  から同月７日まで | 54,870円 | 令和４年２月16日 | | Ｂ | 北海道 | 令和４年１月４日  から同月７日まで | 54,870円 | 令和４年２月16日 | | Ｃ | 北海道 | 令和４年１月４日  から同月７日まで | 54,870円 | 令和４年２月16日 | | Ｄ | 長野県 | 令和４年１月８日から同月９日まで | 35,000円 | 令和４年２月16日 | | Ｅ | 長野県 | 令和４年１月８日から同月９日まで | 33,900円 | 令和４年２月16日 | | 検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【地方自治法施行令】  （概算払）  第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。  一 旅費  【大阪府財務規則】  （概算払の精算）  第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年12月15日）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 佐野工科高等学校 | 特別休暇（服喪休暇）について、条例及び規則で定める日数を超えて申請・承認しているものがあった。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 職員 | 続柄 | 休暇承認日 | | Ａ | 配偶者の祖父  （休暇日数：１日） | 令和３年８月４日から  同月６日までの３日間 |   また、遠隔の地に赴く必要がある場合には実際に要した往復日数を加算することができるが、往復に要する日数を加算すべき事情がないにもかかわらず、加算して申請・承認し、条例及び規則で定める日数を超えているものがあった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 続柄 | 葬儀の場所 | 休暇承認日 | | Ｂ | おじ  （休暇日数：１日） | 広島県  尾道市 | 令和４年２月17日から  同月18日までの２日間 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】  （特別休暇）  第15条　任免権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。  　六　前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合　人事委員会規則で定める期間  【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則】  （特別休暇）  第10条　条例第15条第６号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。  　六　親族の喪に服する場合　別表第５に定める日数以内で必要と認める期間  　別表第５（第10条関係）   |  |  | | --- | --- | | 死亡した者 | 日数 | | 父母、配偶者、子 | ７日 | | 祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母 | ３日 | | 孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者 | １日 |   備考  ４　遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年12月15日）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 佐野工科高等学校 | 人間ドックの受診に係る職務専念義務の免除について、受診前後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 健康診断名 | 健診日 | 健診等の時間 | 職務に専念する  義務の免除を  承認した時間 | | Ａ | 人間ドック | 令和４年  ２月14日 | 午前11時00分  から  午後４時00分  まで | 午前８時30分  から  午後５時00分  まで  （全日） | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 【地方公務員法】  （職務に専念する義務）  第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。  【職務に専念する義務の特例に関する条例】  （職務に専念する義務の免除）  第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者（特定地方独立行政法人の理事長を含む。）又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。  二　厚生に関する計画の実施に参加する場合  【学校職場における勤務条件等（制度解説）】（府立学校版）  第７章　服務  　７　職務専念義務の免除（職務に専念する義務の特例に関する条例に基づく）  　　○条例に基づく職務専念義務の免除  　　　　本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 根拠 | 条文 | 具体例 | 備考 | | 条　例  第２条  第２号 | 厚生に関する計画の実施に参加する場合 | 健康管理  ア．希望者を対象のもの  　 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、大腸検査等  （以下略） | （略） | | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年12月15日）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 佐野工科高等学校 | 新型コロナワクチン接種に係る職務専念義務の免除について、ワクチン接種及び接種との関連性が高いと認められる症状による療養に必要と認める時間以外で勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | ワクチン  接種日 | ワクチン接種等に  必要と認める時間 | 職務に専念する義務の免除を承認した時間 | | Ａ | 令和３年  ８月２日 | 午前10時00分から  午後５時00分まで | 午前８時30分から  午後５時00分まで  （全日） | | 令和３年  ８月23日 | 午前10時00分から  午後５時00分まで | 午前８時30分から  午後５時00分まで  （全日） | | 令和４年  ３月30日 | 午前10時00分から  午後５時00分まで | 午前８時30分から  午後５時00分まで  （全日） | | Ｂ | 令和３年  ９月24日 | 午前９時50分から  午後５時00分まで | 午前８時30分から  午後５時00分まで  （全日） | | Ｃ | 令和３年  ７月26日 | 午前11時00分から  午後５時00分まで | 午前８時30分から  午後５時00分まで  （全日） | | 令和３年  ８月23日 | 午前11時00分から  午後５時00分まで | 午前８時30分から  午後５時00分まで  （全日） | | Ｄ | 令和３年  ８月20日 | 午前11時00分から  午後５時00分まで | 午前８時30分から  午後５時00分まで  （全日） | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  | | --- | | 【地方公務員法】  （職務に専念する義務）  第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。  【職務に専念する義務の特例に関する条例】  （職務に専念する義務の免除）  第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員は、[次の各号](http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000275.html#e000000037)の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者（特定地方独立行政法人の理事長を含む。）又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。  三　前二号に規定する場合を除くほか、人事委員会（特定地方独立行政法人の職員に係るものにあっては、当該特定地方独立行政法人の理事長）が定める場合  【職務に専念する義務の特例に関する規則】  （職務に専念する義務の免除）  第２条　職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承諾を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。  十二　前各号のほか、人事委員会が適当と認める場合  【新型コロナウイルス感染症にかかる教職員の服務について（通知）（令和３年６月３日付け教職企第1398号）】※  新型コロナウイルス感染症にかかる教職員の服務について、別添のとおり取り扱い願います。  別添６　新型コロナワクチン接種を受ける医療従事者等に該当する教職員以外の教職員（令和３年２月17日から適用）  職務に専念する義務の免除（必要と認める期間又は時間）  ７　新型コロナワクチン接種との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合において、勤務しないことがやむを得ないと認められる教職員（令和３年２月17日から適用）  職務に専念する義務の免除（必要と認める期間又は時間）  ※【職務に専念する義務の免除に係る取扱いについて（通知）（令和３年６月２日付け大人委第1349号）】による。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年12月15日）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 佐野工科高等学校 | 出勤簿を確認したところ、出退勤の記録のないものがあった。本件については、本来年休取得により処理することとしていたが、当該手続が行われずに放置されていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 日付 | 出勤簿表示 | 原因 | | Ａ | 令和３年８月18日 | 出勤なし | 年休入力漏れ | | 退勤なし | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員の勤務時間、休日休暇等に関する事務の取扱いを遵守することを徹底されたい。今後、再発防止のために所属のチェック体制の強化を図られたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年12月15日）

公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 佐野工科高等学校 | 行政財産の使用許可の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 | | 土地 | 10本 | 第１種電柱・支線（電力供給事業） | 17,000円 | （注１）  平成30年４月１日から  令和５年３月31日まで | | 土地 | １本 | 第３種電柱（電力供給） | 3,700円 | （注１）  平成30年４月１日から  令和５年３月31日まで | | 土地 | ２本 | 第２種電柱（電力供給） | 5,400円 | （注１）  平成30年４月１日から  令和５年３月31日まで | | 土地 | ３本 | 認定電気通信事業設備維持のため（電柱） | 4,500円 | （注１）  平成30年４月１日から  令和５年３月31日まで | | 土地 | 186.00m  外径60mmほか | 公共上水道管埋設 | 14,880円 | （注１）  平成30年４月１日から  令和５年３月31日まで | | 土地 | ２本 | テレビ電波障害対策施設の設置の為（電柱） | 3,000円 | （注１）  平成30年４月１日から  令和５年３月31日まで | | 土地 | １基 | 歩行者の安全確保の為（道路反射鏡） | 免除 | （注１）  平成30年４月１日から  令和５年３月31日まで | | 建物 | 0.06㎡ | 一級基準点の設置 | 免除 | （注１）  平成30年４月１日から  令和５年３月31日まで | | 土地 | 6.66㎡ | 退避所（本校生徒の通学路安全を確保「道路狭小の為」） | 免除 | （注１）  平成30年４月１日から  令和５年３月31日まで | | 土地 | 170.46m  外径216㎜ | 公共下水道整備 | 免除 | （注１）  平成30年４月１日から  令和５年３月31日まで | | 土地 | 4,200c㎡ | 災害時避難所標識板 | 免除 | （注１）  平成30年４月１日から  令和５年３月31日まで | | 土地 | （注２）  ３本 | 電気通信ケーブルの架空占用（電柱） | （注３）  4,500円 | （注４）  平成30年４月１日から  令和５年３月31日まで | | 土地 | 53.0m  外径89mm | ガス管埋設 | 4,240円 | （注５）  平成30年４月１日から  令和５年３月31日まで | | 土地 | 5.175㎡ | 待避所（本校生徒の通学路安全確保） | 免除 | （注５）  平成30年４月１日から  令和５年３月31日まで | | 建物 | １台 | 公衆電話（生徒・職員の福利厚生） | （注６）  4,070円 | （注７）  令和３年４月１日から  令和４年３月31日まで | | 建物 | （注８）  77.3㎡ | 食堂（生徒・職員の福利厚生） | （注９）  130,570円 | （注７）  令和３年４月１日から  令和８年３月31日まで | | 土地 | ２台 | 自動販売機（生徒・職員の福利厚生） | （注10）  38,060円 | （注７）  令和３年４月１日から  令和８年３月31日まで |   （注１）公有財産台帳では、許可期間が「平成25年４月１日から平成30年３月31日まで」のまま放置されていた。  （注２）令和３年１月７日に許可数量が変更となったが、公有財産台帳では、「１」のまま放置されていた。  （注３）令和３年１月７日に年間使用料が変更となったが、公有財産台帳では、「1,500円」のまま放置されていた。  （注４）公有財産台帳では、許可期間が「平成26年12月24日から平成30年３月31日まで」のまま放置されていた。  （注５）公有財産台帳では、許可期間が「平成29年４月１日から平成30年３月31日まで」のまま放置されていた。  （注６）公有財産台帳では、年間使用料の改定に伴う登載が行われず「3,990円」のまま放置されていた。  （注７）公有財産台帳では、許可期間が「平成28年４月１日から令和３年３月31日まで」のまま放置されていた。  （注８）公有財産台帳では、許可数量の変更に伴う登載が行われず「76.44㎡」のまま放置されていた。  （注９）公有財産台帳では、年間使用料の改定に伴う登載が行われず「109,400円」のまま放置されていた。  （注10）公有財産台帳では、年間使用料の改定に伴う登載が行われず「37,360円」のまま放置されていた。  また、行政財産の使用許可について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 | | 土地 | 11.07㎡ | 指定避難所に係る防災備蓄倉庫の設置 | 免除 | 平成31年１月４日から  令和５年３月31日まで | | 建物 | 134.42㎡ | 太陽光発電設備 | 12,700円 | 令和４年４月１日から  令和５年３月31日まで | | 建物 | 0.08㎡ | ろ過機ポンプインバータ盤 | 770円 | 令和４年４月１日から  令和５年３月31日まで | | 建物 | 0.12㎡ | BEMS盤 | 660円 | 令和４年４月１日から  令和５年３月31日まで | | 建物 | 293.576㎡ | 照明器具（LED） | 免除 | 令和４年４月１日から  令和５年３月31日まで | | 検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載されたい。  また、所属のチェック体制を強化する等、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府公有財産規則】  （使用状況の確認）  第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年１回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （使用許可、貸付又は使用承認の状況）  第19条　部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。  ２　登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年12月15日）

履行確認の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 大阪南視覚支援学校 | 契約の履行完了に伴う検査（履行確認）は、予め決裁により指定された職員が行わなければならないが、下記の業務における検査については、検査員として指定されていない者が検査を行っていた。  契約名称：パソコンの購入  １　契約期間：令和４年２月25日から同年３月11日まで  　２　契約金額：139,260円  　３　完了日：令和４年３月１日  　４　検査日：令和４年３月１日 | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  | | --- | | 【地方自治法】  （契約の履行の確保）  第234条の２　普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。  【大阪府財務規則】  （検査）  第69条  ４　契約局長若しくは契約担当者又はこれらの者が指定する職員は、法第234条の２第１項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書（様式第36号）を作成しなければならない。ただし、当該検査に係る契約の契約代金が150万円以下であるとき又は当該契約が知事が別に定めるものに該当するときは、納品書、工事の完了届書、請求書等に当該検査を行った旨を記載の上記名し、又は知事が別に定める方法により当該契約担当者若しくはその指定する職員が検査したことを示すことによってこれに代えることができる。  【大阪府財務規則の運用】  第69条関係  ２　規則第69条第２項による指定及び同条第４項に規定する職員の指定は、決裁により行わなければならない。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年１月16日）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 大阪南視覚支援学校 | 新型コロナワクチン接種に係る職務専念義務の免除について、ワクチン接種に必要と認める時間以外で勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | ワクチン  接種日 | ワクチン接種に  必要と認める時間 | 職務に専念する  義務の免除を  承認した時間 | | Ａ | 令和３年  ７月19日 | 午後２時30分から  午後６時30分まで | 午前10時00分から  午後６時30分まで  （全日） | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  | | --- | | 【地方公務員法】  （職務に専念する義務）  第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。  【職務に専念する義務の特例に関する条例】  （職務に専念する義務の免除）  第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者（特定地方独立行政法人の理事長を含む。）又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。  三　前２号に規定する場合を除くほか、人事委員会（特定地方独立行政法人の職員に係るものにあっては、当該特定地方独立行政法人の理事長）が定める場合  【職務に専念する義務の特例に関する規則】  （職務に専念する義務の免除）  第２条　職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承諾を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。  十二　前各号のほか、人事委員会が適当と認める場合  【新型コロナウイルス感染症にかかる教職員の服務について（通知）（令和３年６月３日付け教職企第1398号）】※  新型コロナウイルス感染症にかかる教職員の服務について、別添のとおり取り扱い願います。  別添６　新型コロナワクチン接種を受ける医療従事者等に該当する教職員以外の教職員（令和３年２月17日から適用）  職務に専念する義務の免除（必要と認める期間又は時間）  ※【職務に専念する義務の免除に係る取扱いについて（通知）（令和３年６月２日付け大人委第1349号）】による。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年１月16日）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 大阪南視覚支援学校 | 30日以上病気休暇を取得した職員の復業に当たっては、安全衛生管理者である所属長は総括安全衛生管理者である教育次長に対し、大阪府立学校職員安全衛生管理規程第31条に基づく病者の報告等を行わなければならないが、報告がなされていないものがあった。   |  |  | | --- | --- | | 職員 | 診断書における休業期間 | | Ａ | 令和３年７月28日から同年８月27日まで（31日間） | | 検出事項について、今後は、大阪府立学校職員安全衛生管理規程に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府立学校職員安全衛生管理規程】  （病者の報告等）  第31条　安全衛生管理者は、次の各号のいずれかに該当する職員が、療養に専念しないために就業を禁止する必要があると認めるときは、病者報告書（様式第４号）に医師の診断書を添付し、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。疾病等により30日以上休業又は休職していた職員が復業又は復職するときも、同様とする。  　一　病毒伝ぱのおそれのある伝染性の疾病にかかった職員  　二　精神障害のため、勤務させることにより、病勢が著しく増悪するおそれのある職員  　三　心臓、腎臓、肺等の疾病で勤務のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった職員 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年１月16日）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 大阪南視覚支援学校 | 出勤簿を確認したところ、早退ありとなっているものがあった。本件については、本来年休取得により処理することとしていたが、当該手続が行われずに放置されていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 日付 | 出勤簿表示 | 原因 | | Ａ | 令和３年11月16日 | 早退 | 年休入力漏れ | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員の勤務時間、休日休暇等に関する事務の取扱いを遵守することを徹底されたい。今後、再発防止のために所属のチェック体制の強化を図られたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年１月16日）

備品管理の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 大阪南視覚支援学校 | 備品出納簿に記載されている下記の備品について、実査したところ現物を確認することができなかった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 品種 | 品目 | 当初受入年月日 | 数量 | 金額 | | 商品名 | | 機械器具類 | 光学器具類 | 平成11年３月８日 | １ | 275,940円 | | ビデオカメラ | | 【大阪府財務規則】  （物品の出納の通知及び帳簿の記載）  第80条　物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。  ２　前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。  　一　備品出納簿（様式第39号）  （不用の決定及び不用品の処分）  第87条　知事又は第３条の規定により物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書（様式第49号）を作成の上不用の決定をしなければならない。  ２　前項の規定により不用の決定をした物品は、譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない。  【備品管理の適正化について】（平成23年７月13日　施設財務課長通知）  　標記について、平成22年度監査の結果、大阪府監査委員より別添のとおり多くの学校において備品の管理が的確に行われていないとの意見が出されました。  　特に備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物がないもの、老朽化等のため使用されていないもの、取得備品を備品出納簿に登載していないなどの不備が指摘されています。  　ついては、備品の適正な管理を図るため、下記により備品の管理を徹底されるようお願いします。  記  ４　照合確認　府財務規則第88条の規定に基づき、物品増減通知等を作成するときなどに物品管理者、物  　検出事項について、現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府財務規則】  （物品の出納の通知及び帳簿の記載）  第80条　物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。  ２　前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。  　一　備品出納簿（様式第39号） |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年１月16日）

通勤手当の誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 大阪北視覚支援学校 | 通勤手当について、病気休暇等により勤務実績のない月が発生したにもかかわらず、精算事務が行われていないものがあった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 支給対象期間 | 既支給額 | 正規支給額 | 戻入すべき額 | | Ａ | 令和３年10月から  令和４年３月まで | 40,990円 | 29,450円 | 11,540円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、その原因を確認し、所属のチェック体制の強化や通勤手当に関するルールの周知徹底を図ることなどにより、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  | | --- | | 【職員の給与に関する条例】  （通勤手当）  第14条　通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。  ２　通勤手当の額は、６箇月を超えない範囲内で、月の１日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。  【職員の通勤手当に関する規則】  （支給対象期間）  第４条　条例第14条第２項に規定する支給対象期間は、人事委員会が定める日以降６箇月の期間とする。ただし、これにより難い場合の支給対象期間は、人事委員会が定める。  （支給方法等）  第18条　条例第14条第１項の職員に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。（以下略）  第20条　条例第14条第１項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の１日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。（以下略）  【職員の通勤手当に関する規則の運用について（通知）】  第４条関係  １　人事委員会が定める日は、毎年度４月１日及び10月１日とする。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月28日）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 大阪北視覚支援学校 | 職務専念義務の免除について、要件に該当しないものを承認していた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 承認日 | 職務に専念する  義務の免除を  承認した時間 | 免除願の理由 | | Ａ | 令和３年  ５月21日 | 午前８時30分から  午後５時00分まで  （全日） | 気象警報（大雨警報）が発令されたため、居住の地域の小学校、保育園が臨時休業となり、子を自宅でみる必要があるため | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  | | --- | | 【地方公務員法】  （職務に専念する義務）  第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。  【職務に専念する義務の特例に関する条例】  （職務に専念する義務の免除）  第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者（特定地方独立行政法人の理事長を含む。）又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。  三　前２号に規定する場合を除くほか、人事委員会（特定地方独立行政法人の職員に係るものにあっては、当該特定地方独立行政法人の理事長）が定める場合  【職務に専念する義務の特例に関する規則】  （職務に専念する義務の免除）  第２条　職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承諾を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月28日）

管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 高槻支援学校 | 管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消しを忘れたものがあった。  また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となっていた。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張日 | システム入力日 | | 過誤払旅費額 | | 当初入力日 | 重複入力日 | | Ａ | 令和３年８月３日 | 令和３年８月３日 | 令和３年８月３日 | 320円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年12月２日）

管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 高槻支援学校 | 管内出張であるにもかかわらず、誤って管外出張としてシステム登録を行い、提出状態のままとなっているものがあった。  また、誤った状態が修正されずに放置されていたため、旅費が未払となっていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張先 | 出張日 | 未払旅費額 | | Ａ | 大阪市東住吉区 | 令和３年10月17日 | 1,040円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年12月２日）

旅費の精算事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 高槻支援学校 | 旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが２件あった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 精算日 | | Ａ | 滋賀県 | 令和３年７月27日 | 2,660円 | 令和３年９月６日 | | Ｂ | 滋賀県 | 令和３年７月27日 | 1,870円 | 令和３年９月６日 | | 検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【地方自治法施行令】  （概算払）  第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。  一 旅費  【大阪府財務規則】  （概算払の精算）  第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年12月２日）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 高槻支援学校 | 人間ドックの受診に係る職務専念義務の免除について、受診終了後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 健康診断名 | 健診日 | 健診等の時間 | 職務に専念する  義務の免除を  承認した時間 | | Ａ | 人間ドック | 令和３年  ７月27日 | 午前８時30分  から  午後０時30分  まで | 午前８時30分  から  午後５時00分  まで  （全日） | | Ｂ | 人間ドック | 令和３年  ７月29日 | 午前８時30分  から  午後０時30分  まで | 午前８時30分  から  午後５時00分  まで  （全日） | | Ｃ | 人間ドック | 令和３年  ８月20日 | 午前８時30分  から  午後０時30分  まで | 午前８時30分  から  午後５時00分  まで  （全日） | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 【地方公務員法】  （職務に専念する義務）  第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。  【職務に専念する義務の特例に関する条例】  （職務に専念する義務の免除）  第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者（特定地方独立行政法人の理事長を含む。）又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。  二　厚生に関する計画の実施に参加する場合  【学校職場における勤務条件等（制度解説）】（府立学校版）  第７章　服務  　７　職務専念義務の免除（職務に専念する義務の特例に関する条例に基づく）  　　○条例に基づく職務専念義務の免除  　　　　本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 根拠 | 条文 | 具体例 | 備考 | | 条　例  第２条  第２号 | 厚生に関する計画の実施に参加する場合 | 健康管理  ア．希望者を対象のもの  　 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、大腸検査等  （以下略） | （略） | | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年12月２日）

公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 高槻支援学校 | 借用財産について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 所在地 | 借用数量 | 借用目的 | 年間借用料 | 借用期間 | | 土地 | 高槻市富田町１丁目333－１ | 1.00㎡ | 通学バス運行に係る交通安全及び事故防止のためのカーブミラー設置 | 無償 | 令和２年４月１日から  令和５年３月31日まで | | 検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載されたい。  また、所属のチェック体制を強化する等、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （借用財産）  第18条　部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。  ２　登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。  【公有財産事務の手引】  第２章　公有財産の取得  第３節　借用  府が行政遂行の手段として､他者の所有する財産を許可又は契約（賃貸借契約､使用貸借契約）により借り受けることをいう。  借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を１年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年12月２日）

備品管理の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 高槻支援学校 | 備品出納簿に記載されている下記の備品について、実査したところ現物を確認することができなかった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 品種 | 品目 | 当初受入年月日 | 数量 | 金額 | | 商品名 | | 機械器具類 | 光学器具類 | 昭和62年３月17日 | １ | 400,000円 | | 映写機 | | 機械器具類 | 光学器具類 | 平成20年７月15日 | １ | 236,250円 | | 超短投写距離フロントプロジェクター | | 機械器具類 | 通信器具類 | 平成18年２月20日 | １ | 145,950円 | | デジタルハイビジョン液晶テレビ | | 【大阪府財務規則】  （物品の出納の通知及び帳簿の記載）  第80条　物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。  ２　前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。  　一　備品出納簿（様式第39号）  （不用の決定及び不用品の処分）  第87条　知事又は第３条の規定により物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書（様式第49号）を作成の上不用の決定をしなければならない。  ２　前項の規定により不用の決定をした物品は、譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない。  【備品管理の適正化について】（平成23年７月13日　施設財務課長通知）  　標記について、平成22年度監査の結果、大阪府監査委員より別添のとおり多くの学校において備品の管理が的確に行われていないとの意見が出されました。  　特に備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物がないもの、老朽化等のため使用されていないもの、取得備品を備品出納簿に登載していないなどの不備が指摘されています。  　ついては、備品の適正な管理を図るため、下記により備品の管理を徹底されるようお願いします。  記  ４　照合確認　府財務規則第88条の規定に基づき、物品増減通知等を作成するときなどに物品管理者、物  　検出事項について、現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府財務規則】  （物品の出納の通知及び帳簿の記載）  第80条　物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。  ２　前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。  　一　備品出納簿（様式第39号） |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年12月２日）

公有財産管理の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 高槻支援学校 | 消防法で６月ごとに行うよう定められている消防用設備等の機器点検を１年に１回しか実施していなかった。   |  |  |  | | --- | --- | --- | |  | 前回点検日 | 令和３年度点検日 | | 機器点検  （６月ごと） | 令和２年12月５日 | 令和４年１月15日 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 【消防法】  第17条学校、（中略）その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従つて、設置し、及び維持しなければならない。  第17条の３の３　第17条第１項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等（第８条の２の２第１項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能）について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。  【消防法施行令】  第２章  第１節　防火対象物の指定  （防火対象物の指定）  第６条　法第17条第１項の政令で定める防火対象物は、別表第１に掲げる防火対象物とする。  別表第一（抜粋）   |  |  | | --- | --- | | （六） | ニ　幼稚園又は特別支援学校 |   【消防法施行規則】  （消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告)  第31条の６　法第17条の３の３の規定による消防用設備等の点検は、種類及び点検内容に応じて、１年以内で消防庁長官が定める期間ごとに行うものとする。  【消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第９号）】  消防法施行規則(昭和36年自治省令第６号)第31条の６第１項及び第４項の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を次のとおり定める。  第３　点検の期間  点検の期間は、次の表の上欄（左欄）に掲げる消防用設備等の種類等並びに同表中欄に掲げる点検の内容及び方法に応じ、同表下欄（右欄）に掲げるとおりとする。ただし、特殊消防用設備等にあっては、法第17条第３項に規定する設備等設置維持計画に定める期間によるものとする。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 消防用設備等の種類等 | 点検の内容及び方法 | 点検の期間 | | 消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備、連結散水設備、無線通信補助設備及び共同住宅用非常コンセント設備 | 機器点検 | ６月 | | 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結送水管、非常電源(配線の部分を除く)、総合操作盤、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備、 共同住宅用連結送水管、特定小規模施設用自動火災報知設備、加圧防排煙設備、複合型居住施設用自動火災報知設備並びに特定駐車場用泡消火設備 | 機器点検 | ６月 | | 総合点検 | １年 | | 配線 | 総合点検 | １年 | | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年12月２日）

管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 寝屋川支援学校 | 管内出張であるにもかかわらず、誤って管外出張としてシステム登録を行い、提出状態のままとなっているものがあった。  また、誤った状態が修正されずに放置されていたため、旅費が未払となっていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張先 | 出張日 | 未払旅費額 | | Ａ | 摂津市 | 令和３年７月28日 | 1,360円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年１月12日）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 寝屋川支援学校 | 出勤簿を確認したところ、出退勤の記録のないものがあった。本件については、本来年休取得により処理することとしていたが、当該手続が行われずに放置されていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 日付 | 出勤簿表示 | 原因 | | Ａ | 令和３年11月24日 | 出勤なし | 年休入力漏れ | | 退勤なし | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員の勤務時間、休日休暇等に関する事務の取扱いを遵守することを徹底されたい。今後、再発防止のために所属のチェック体制の強化を図られたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年１月12日）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 寝屋川支援学校 | 職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものがあった。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 職員 | 事実発生時期 | 件数 | | Ａ | 令和３年７月 | １件 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年１月12日）

資産と費用の区分誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 守口支援学校 | 令和３年度の財務諸表（貸借対照表）において、建設仮勘定に計上されている下記の内容を確認したところ、費用として計上すべきものがあった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 年度 | 契約名称 | 金額 | 費用計上すべき金額 | | 令和３年度 | 厨房建具改修工事 | 418,000円 | 418,000円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【建設仮勘定取扱要領】  第４条　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。  ２　前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。  （参考）建設仮勘定の精算処理について  「新公会計制度マニュアル」第一章　新公会計制度の概要、２　新公会計制度特有の会計処理　５　建設仮勘定　より  ○　建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した費用について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。  ○　工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳（公有財産システム）への記録を行いますが、併せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。  ○　一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月３日から令和５年１月31日まで）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 泉北高等支援学校 | 人間ドック（二次検査含む。）の受診に係る職務専念義務の免除について、受診終了後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 健康診断名 | 健診日 | 健診等の時間 | 職務に専念する  義務の免除を  承認した時間 | | Ａ | 人間ドック | 令和３年  ８月２日 | 午前８時30分  から  午後２時00分  まで | 午前８時30分  から  午後５時00分  まで  （全日） | | 人間ドック（二次検査） | 令和３年  ８月24日 | 午前８時30分  から  午後２時00分  まで | 午前８時30分  から  午後５時00分  まで  （全日） | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 【地方公務員法】  （職務に専念する義務）  第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。  【職務に専念する義務の特例に関する条例】  （職務に専念する義務の免除）  第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者（特定地方独立行政法人の理事長を含む。）又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。  二　厚生に関する計画の実施に参加する場合  【学校職場における勤務条件等（制度解説）】（府立学校版）  第７章　服務  　７　職務専念義務の免除（職務に専念する義務の特例に関する条例に基づく）  　　○条例に基づく職務専念義務の免除  　　　　本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 根拠 | 条文 | 具体例 | 備考 | | 条　例  第２条  第２号 | 厚生に関する計画の実施に参加する場合 | 健康管理  ア．希望者を対象のもの  　 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、大腸検査等  （以下略） | （略） | | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年12月６日）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 住之江支援学校 | 特別休暇（服喪休暇）について、遠隔の地に赴く必要がある場合には実際に要した往復日数を加算することができるが、往復に要する日数を加算すべき事情がないにもかかわらず、加算して申請・承認し、条例及び規則で定める日数を超えているものがあった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 続柄 | 葬儀の場所 | 休暇承認日 | | Ａ | 配偶者の祖父  （休暇日数：１日） | 福岡県  北九州市 | 令和４年３月15日から  同月16日までの２日間 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】  （特別休暇）  第15条　任免権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。  　六　前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合　人事委員会規則で定める期間  【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則】  （特別休暇）  第10条　条例第15条第６号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。  　六　親族の喪に服する場合　別表第５に定める日数以内で必要と認める期間  　別表第５（第10条関係）   |  |  | | --- | --- | | 死亡した者 | 日数 | | 父母、配偶者、子 | ７日 | | 祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母 | ３日 | | 孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者 | １日 |   備考  ４　遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月24日）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 住之江支援学校 | 職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものがあった。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 職員 | 事実発生時期 | 件数 | | Ａ | 令和４年３月 | １件 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月24日）

公有財産管理の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 東淀川支援学校 | 消防法で６月ごとに行うよう定められている消防用設備等の機器点検を１年に１回しか実施していなかった。   |  |  |  | | --- | --- | --- | |  | 前回点検日 | 令和３年度点検日 | | 機器点検  （６月ごと） | 令和３年３月25日 | 令和４年３月25日 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 【消防法】  第17条学校、（中略）その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従つて、設置し、及び維持しなければならない。  第17条の３の３　第17条第１項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等（第８条の２の２第１項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能）について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。  【消防法施行令】  第２章  第１節　防火対象物の指定  （防火対象物の指定）  第６条　法第17条第１項の政令で定める防火対象物は、別表第１に掲げる防火対象物とする。  別表第一（抜粋）   |  |  | | --- | --- | | （六） | ニ　幼稚園又は特別支援学校 |   【消防法施行規則】  （消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告)  第31条の６　法第17条の３の３の規定による消防用設備等の点検は、種類及び点検内容に応じて、１年以内で消防庁長官が定める期間ごとに行うものとする。  【消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第９号）】  消防法施行規則(昭和36年自治省令第６号)第31条の６第１項及び第４項の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を次のとおり定める。  第３　点検の期間  点検の期間は、次の表の上欄（左欄）に掲げる消防用設備等の種類等並びに同表中欄に掲げる点検の内容及び方法に応じ、同表下欄（右欄）に掲げるとおりとする。ただし、特殊消防用設備等にあっては、法第17条第３項に規定する設備等設置維持計画に定める期間によるものとする。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 消防用設備等の種類等 | 点検の内容及び方法 | 点検の期間 | | 消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備、連結散水設備、無線通信補助設備及び共同住宅用非常コンセント設備 | 機器点検 | ６月 | | 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結送水管、非常電源(配線の部分を除く)、総合操作盤、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備、 共同住宅用連結送水管、特定小規模施設用自動火災報知設備、加圧防排煙設備、複合型居住施設用自動火災報知設備並びに特定駐車場用泡消火設備 | 機器点検 | ６月 | | 総合点検 | １年 | | 配線 | 総合点検 | １年 | | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月３日から令和５年１月31日まで）

資産と費用の区分誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 堺支援学校 | 増設工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。  １　工事完了日：令和３年７月28日（検査日：令和３年７月28日）   |  |  | | --- | --- | | 工事名称 | 金額 | | 健康観察室　一般電話機増設工事 | 41,800円 |     ２　工事完了日：令和３年６月１日（検査日：令和３年６月２日）   |  |  | | --- | --- | | 工事名称 | 金額 | | 小学部　５年２組　一般電話機増設工事 | 58,300円 | | 検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （台帳の取得登録）  第４条　財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表２「異動理由表」のとおりとする。  ２　取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。  (1)財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。  (2)建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。  （台帳価格）  第12条　台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。  (1)当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表４「固定資産計上基準表」のとおりとする。  「別表４　固定資産計上基準表」  （固定資産計上の基本方針）  １．取得時点での取引価格（購入代価等）だけではなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。  ２．取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。  【大阪府財務規則】  （見積書の徴取）  第62条　契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく２人以上の者から見積書（当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を徴さなければならない。ただし、契約の目的及び性質により見積書を徴する必要がないと認めて知事が別に定めるものについては、この限りでない。  【大阪府財務規則の運用】  第62条関係  ３　前項に掲げるもののほか、取引の実例価格を考慮して、価額が適正と認められる１件の代金が10万円以下のものの購入、修理等に係るものについては、電話、ファックス、電子メール及びウェブページ等により価額の見積りを取り、その状況を記録しておくことにより見積書の徴取に代えることができる。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月３日から令和５年１月31日まで）

経費支出手続の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 平野支援学校 | 講師謝礼（併せて講師に対して支給された旅費を含む。）の支出について、所得税の源泉徴収額に誤りがあった。   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 事業の  実施日 | 区 分 | | 講師謝礼の金額 | 源泉徴収額 | 差引支給額 | | 令和３年  ８月25日 | 誤 | | 6,040円 | 510円 | 5,530円 | | 内訳 | 報償費 | 5,000円 | 510円 | 4,490円 | | 旅費 | 1,040円 | 0円 | 1,040円 | | 正 | | 6,040円 | 616円 | 5,424円 | | 内訳 | 報償費 | 5,000円 | 510円 | 4,490円 | | 旅費 | 1,040円 | 106円 | 934円 | | 令和４年  １月11日 | 誤 | | 6,040円 | 510円 | 5,530円 | | 内訳 | 報償費 | 5,000円 | 510円 | 4,490円 | | 旅費 | 1,040円 | 0円 | 1,040円 | | 正 | | 6,040円 | 616円 | 5,424円 | | 内訳 | 報償費 | 5,000円 | 510円 | 4,490円 | | 旅費 | 1,040円 | 106円 | 934円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【所得税法】  （源泉徴収義務）  第204条　居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。  一　原稿、さし絵、作曲、レコード吹込み又はデザインの報酬、放送謝金、著作権（著作隣接権を含む。）又は工業所有権の使用料及び講演料並びにこれらに類するもので政令で定める報酬又は料金  【所得税基本通達】  第４編　源泉徴収  第６章　報酬、料金等に係る源泉徴収  法第204条《源泉徴収義務》関係  ＜共通関係＞  （報酬又は料金の支払者が負担する旅費）  204-4　法第204条第１項第１号、第２号、第４号及び第５号に掲げる報酬又は料金の支払をする者が、これらの号に掲げる報酬又は料金の支払の基因となる役務を提供する者の当該役務を提供するために行う旅行、宿泊等の費用も負担する場合において、その費用として支出する金銭等が、当該役務を提供する者（同項第５号に規定する事業を営む個人を含む。）に対して交付されるものでなく、当該報酬又は料金の支払をする者から交通機関、ホテル、旅館等に直接支払われ、かつ、その金額がその費用として通常必要であると認められる範囲内のものであるときは、当該金銭等については、204－2及び204－3にかかわらず、源泉徴収をしなくて差し支えない。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月17日）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 平野支援学校 | 人間ドックの受診に係る職務専念義務の免除について、受診終了後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 健康診断名 | 健診日 | 健診等の時間 | 職務に専念する  義務の免除を  承認した時間 | | Ａ | 人間ドック | 令和３年  ８月23日 | 午前８時30分  から  午後２時00分  まで | 午前８時30分  から  午後５時00分  まで  （全日） | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 【地方公務員法】  （職務に専念する義務）  第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。  【職務に専念する義務の特例に関する条例】  （職務に専念する義務の免除）  第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者（特定地方独立行政法人の理事長を含む。）又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。  二　厚生に関する計画の実施に参加する場合  【学校職場における勤務条件等（制度解説）】（府立学校版）  第７章　服務  　７　職務専念義務の免除（職務に専念する義務の特例に関する条例に基づく）  　　○条例に基づく職務専念義務の免除  　　　　本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 根拠 | 条文 | 具体例 | 備考 | | 条　例  第２条  第２号 | 厚生に関する計画の実施に参加する場合 | 健康管理  ア．希望者を対象のもの  　 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、大腸検査等  （以下略） | （略） | | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月17日）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 平野支援学校 | 新型コロナワクチン接種に係る職務専念義務の免除について、ワクチン接種に必要と認める時間以外で勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、必要と認める時間以外にわたって職務専念義務が免除されていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | ワクチン  接種日 | ワクチン接種に  必要と認める時間 | 職務に専念する  義務の免除を  承認した時間 | | Ａ | 令和３年  ７月30日 | 午前10時30分から  午後０時30分まで | 午前10時30分から  午後５時00分まで | | 令和３年  ８月27日 | 午前10時30分から  午後０時30分まで | 午前10時30分から  午後５時00分まで | | Ｂ | 令和３年  ７月30日 | 午前９時30分から  午前11時45分まで | 午前９時30分から  午後４時30分まで | | 令和３年  ８月27日 | 午前10時00分から  午後０時45分まで | 午前10時00分から  午後４時30分まで | | Ｃ | 令和３年  ７月30日 | 午前10時30分から  午後０時30分まで | 午前10時30分から  午後５時00分まで | | 令和３年  ８月27日 | 午前10時30分から  午後０時30分まで | 午前10時30分から  午後５時00分まで | | Ｄ | 令和３年  ８月20日 | 午前９時30分から  午前11時15分まで | 午前９時30分から  午後５時00分まで | | 令和３年  ９月10日 | 午前９時30分から  午前11時15分まで | 午前９時30分から  午後５時00分まで | | Ｅ | 令和３年  10月18日 | 午前９時30分から  午前11時30分まで | 午前９時30分から  午後５時00分まで | | Ｆ | 令和３年  11月１日 | 午前10時30分から  午後０時15分まで | 午前８時30分から  午後５時00分まで  （全日） | | 令和３年  11月24日 | 午前10時30分から  午後０時15分まで | 午前８時30分から  午後５時00分まで  （全日） | | Ｇ | 令和４年  １月28日 | 午前９時30分から  午前11時15分まで | 午前９時30分から  午後５時00分まで | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  | | --- | | 【地方公務員法】  （職務に専念する義務）  第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。  【職務に専念する義務の特例に関する条例】  （職務に専念する義務の免除）  第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者（特定地方独立行政法人の理事長を含む。）又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。  三　前２号に規定する場合を除くほか、人事委員会（特定地方独立行政法人の職員に係るものにあっては、当該特定地方独立行政法人の理事長）が定める場合  【職務に専念する義務の特例に関する規則】  （職務に専念する義務の免除）  第２条　職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承諾を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。  十二　前各号のほか、人事委員会が適当と認める場合  【新型コロナウイルス感染症にかかる教職員の服務について（通知）（令和３年６月３日付け教職企第1398号）】※  新型コロナウイルス感染症にかかる教職員の服務について、別添のとおり取り扱い願います。  別添６　新型コロナワクチン接種を受ける医療従事者等に該当する教職員以外の教職員（令和３年２月17日から適用）  職務に専念する義務の免除（必要と認める期間又は時間）  ※【職務に専念する義務の免除に係る取扱いについて（通知）（令和３年６月２日付け大人委第1349号）】による。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月17日）

備品管理の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 平野支援学校 | 備品出納簿に記載されている下記の備品について、実査したところ現物を確認することができなかった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 品種 | 品目 | 当初受入年月日 | 数量 | 金額 | | 商品名 | | 機械器具類 | 通信器具類 | 平成８年２月28日 | １ | 159,341円 | | ワイヤレス機器 | | 検出事項について、現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府財務規則】  （物品の出納の通知及び帳簿の記載）  第80条　物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。  ２　前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。  　一　備品出納簿（様式第39号） |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月17日）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 東住吉支援学校 | 職務専念義務の免除について、要件に該当しないものを承認していた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 承認日 | 職務に専念する  義務の免除を  承認した時間 | 免除願の理由 | | Ａ | 令和３年  ４月28日 | 午後３時00分から  午後５時00分まで | 妻が新型コロナウイルス濃厚接触者判断のために自宅待機となり、幼稚園への子どもの迎えを行うため。 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  | | --- | | 【地方公務員法】  （職務に専念する義務）  第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。  【職務に専念する義務の特例に関する条例】  （職務に専念する義務の免除）  第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者（特定地方独立行政法人の理事長を含む。）又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。  三　前２号に規定する場合を除くほか、人事委員会（特定地方独立行政法人の職員に係るものにあっては、当該特定地方独立行政法人の理事長）が定める場合  【職務に専念する義務の特例に関する規則】  （職務に専念する義務の免除）  第２条　職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承諾を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年12月８日）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 刀根山支援学校 | 人間ドック（二次検査含む。）の受診に係る職務専念義務の免除について、受診終了後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、検査に要した時間以上に職務専念義務が免除されていた。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 健康診断名 | 健診日 | 健診等の時間 | 職務に専念する  義務の免除を  承認した時間 | | Ａ | 人間ドック  （二次検査） | 令和３年  ８月25日 | 午後１時00分  から  午後４時15分  まで | 午後１時00分  から  午後５時15分  まで | | Ｂ | 人間ドック | 令和３年  ９月３日 | 午前８時30分  から  午後３時30分  まで | 午前８時30分  から  午後５時00分  まで  （全日） | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 【地方公務員法】  （職務に専念する義務）  第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。  【職務に専念する義務の特例に関する条例】  （職務に専念する義務の免除）  第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者（特定地方独立行政法人の理事長を含む。）又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。  二　厚生に関する計画の実施に参加する場合  【学校職場における勤務条件等（制度解説）】（府立学校版）  第７章　服務  　７　職務専念義務の免除（職務に専念する義務の特例に関する条例に基づく）  　　○条例に基づく職務専念義務の免除  　　　　本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 根拠 | 条文 | 具体例 | 備考 | | 条　例  第２条  第２号 | 厚生に関する計画の実施に参加する場合 | 健康管理  ア．希望者を対象のもの  　 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、大腸検査等  （以下略） | （略） | | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月30日）

履行確認の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 大阪水上警察署 | 本署１階署長室手洗い給水管修理の施工に伴う契約について、履行を確認できる書類を徴取していなかった。  契約名称：本署１階署長室手洗い給水管修理  １　契約期間：令和３年６月８日  ２　契約金額：31,900円  　３　完了日：令和３年６月８日  　４　検査日：令和３年６月８日 | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  | | --- | | 【大阪府財務規則】  （支出の命令）  第40条　支出命令者は、支出負担行為に伴う支出をしようとするときは、法令その他の規定に違反していないか、予算の目的に違反していないか、配当を受けた金額を超過することがないか、年度、会計、科目、所属及び金額を誤っていないか、債権者のためにする支出で、かつ、必要な経費であるか、関係書類は完備しているか等を調査し、支出命令伺書（様式第30号）を作成の上決定し、第99条の規定により支出負担行為の確認に関する事務を委任された出納員に対して支出の命令をしなければならない。  【大阪府財務規則の運用】  第40条関係  １　支出命令者は、支出負担行為に基づき支出の命令をしようとするときは、財務会計システム等（財務会計システム、物品調達システム及び人事給与福利厚生情報管理システムをいう。以下同じ。）を使用して作成した支出命令伺書に、請求書、支給に関する調書等の必要書類（物品の購入及び修理については、納品又は履行を確認できる書類を含む。）を添付し、これに決裁をしたのち規則第40条に規定する出納員に送付して支出の命令をするものとする。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月18日）

決裁遅延

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 西成警察署 | 強制採血に係る契約について、経費支出伺書（支出負担行為）の起案決裁が、業務開始後に行われていた。  契約名称：強制採血に係る経費の支出  １　契約期間：令和３年７月21日  ２　経費支出伺書の起案日：令和３年８月18日  ３　経費支出伺書の決裁日：令和３年８月18日  ４　支出負担行為額：6,230円 | 【大阪府財務規則の運用】  第39条関係  ２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。  (2)　経費支出伺書を作成する時期  ア　競争入札の方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき  イ　ア以外のもの  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。  【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。  検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。  【令和４年４月１日付け改正前の大阪府財務規則の運用】  第39条関係  ２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。  (2)　経費支出伺書を作成する時期  ア　競争入札の方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき  イ　ア以外のもの  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 |

　　監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年１月31日）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 茨木警察署 | 大型輸送車用尿素水の購入に係る経費支出伺書（支出負担行為）の起案決裁において、支出負担行為額を誤り、購入物品の納入後に変更の起案決裁を行っていた。  契約名称：大型輸送車用尿素水の購入  　１　契約金額：2,288円  　２　支出負担行為額：2,080円  ３　物品納入日：令和３年７月７日  ４　経費支出変更伺書の起案日：令和３年７月21日  ５　経費支出変更伺書の決裁日：令和３年７月21日  ６　支出負担行為変更額：208円 | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。  【令和４年４月１日付け改正前の大阪府財務規則の運用】  第39条関係  ２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。  (2)　経費支出伺書を作成する時期  ア　競争入札の方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき  イ　ア以外のもの  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 |

経費支出手続の不備

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月30日）

決裁遅延

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 豊能警察署 | 本署ガソリンスタンド修理の施工に伴う契約について、経費支出伺書（支出負担行為）の起案決裁が、業務開始後に行われていた。  契約名称：本署ガソリンスタンド修理の施工に伴う契約  １　契約期間：令和４年２月25日から同年３月４日まで  ２　完了年月日：令和４年３月１日  ３　経費支出伺書の起案日：令和４年３月１日  ４　経費支出伺書の決裁日：令和４年３月１日  ５　支出負担行為額：56,430円 | 【大阪府財務規則の運用】  第39条関係  ２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。  (2)　経費支出伺書を作成する時期  ア　競争入札の方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき  イ　ア以外のもの  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。  【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。  検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。  【令和４年４月１日付け改正前の大阪府財務規則の運用】  第39条関係  ２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。  (2) 経費支出伺書を作成する時期  ア　競争入札の方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき  イ　ア以外のもの  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 |

　　監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月３日から令和５年１月31日まで）

決裁遅延

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 池田警察署 | 自動車修繕に伴う単価契約について、経費支出伺書（支出負担行為）の変更の起案決裁が、会計年度を過ぎた出納整理期間中に行われていた。  契約名称：自動車修繕に伴う単価契約  １　契約期間：令和３年４月１日から令和４年３月31日まで  ２　令和４年３月分請求日：令和４年４月５日  ３　経費支出変更伺書の起案日：令和４年４月７日  ４　経費支出変更伺書の決裁日：令和４年４月７日  ５　経費支出変更伺書の起票日：令和４年３月９日  ６　支出負担行為変更額：310円 | 【大阪府財務規則の運用】  第39条関係  ２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。  (2)　経費支出伺書を作成する時期  ア　競争入札の方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき  イ　ア以外のもの  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。  【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。  検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。  【令和４年４月１日付け改正前の大阪府財務規則の運用】  第39条関係  ２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。  (2) 経費支出伺書を作成する時期  ア　競争入札の方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき  イ　ア以外のもの  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 |

　　監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月３日から令和５年１月31日まで）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 豊中警察署 | 借用財産の契約相手方の変更について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 所在地 | 借用  数量 | 借用目的 | 相手方氏名 | 年間  借用料 | 借用期間 | | 建物 | 豊中市蛍池西町３丁目555 | 0.50㎡ | 通信設備設置 | （注）  Ｂ | 無償 | 平成22年２月１日から令和69年３月31日まで |   （注）平成28年４月１日に契約の相手方がＡからＢに変更となったが、公有財産台帳では、「Ａ」のまま放置されていた。 | 検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載されたい。  また、所属のチェック体制を強化する等、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。    【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （借用財産）  第18条　部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。  ２　登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。  【公有財産事務の手引】  第２章　公有財産の取得  　第３節　借用  　　府が行政遂行の手段として､他者の所有する財産を許可又は契約（賃貸借契約､使用貸借契約）により借り受けることをいう。  借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を１年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。 |

公有財産台帳の登載誤り

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月３日から令和５年１月31日まで）

決裁遅延

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 河内警察署 | 光熱水費等負担金の契約について、経費支出伺書（支出負担行為）の変更の起案決裁が、会計年度を過ぎた出納整理期間中に行われていた。  契約名称：光熱水費等負担金  １　契約期間：令和３年４月１日から令和４年３月31日まで  ２　経費支出変更伺書の起案日：令和４年４月26日  ３　経費支出変更伺書の決裁日：令和４年４月26日  ４　支出負担行為変更額：24,590円 | 【大阪府財務規則の運用】  第39条関係  ２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。  (2)　経費支出伺書を作成する時期  ア　競争入札の方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき  イ　ア以外のもの  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。  【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。  検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。  【令和４年４月１日付け改正前の大阪府財務規則の運用】  第39条関係  ２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。  (2) 経費支出伺書を作成する時期  ア　競争入札の方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき  イ　ア以外のもの  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 |

　　監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月10日）

公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 八尾警察署 | 工事により撤去した下記の公有財産（工作物）について、公有財産台帳の登録から除却までの手続が行われていないものがあった。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 財産名称 | 種目 | 数量 | | バリカー | 雑工作物 | ３本 | | 検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載されたい。  また、所属のチェック体制を強化する等、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （台帳の取得登録）  第４条　財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。（以下略）  （台帳価格）  第12条  (5)　売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額（以下「除却」という。）する。  ア　台帳に登録のある一財産単位で滅失した場合  登録されている取得価額を除却する。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月３日から令和５年１月31日まで）

決裁遅延

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 交野警察署 | 強制採血に係る契約について、経費支出伺書（支出負担行為）の起案決裁が、業務開始後に行われていた。  契約名称：強制採血に係る契約  １　契約期間：令和４年１月28日  ２　経費支出伺書の起案日：令和４年２月17日  ３　経費支出伺書の決裁日：令和４年２月17日  ４　支出負担行為額：11,030円 | 【大阪府財務規則の運用】  第39条関係  ２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。  (2)　経費支出伺書を作成する時期  ア　競争入札の方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき  イ　ア以外のもの  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。  【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。  検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。  【令和４年４月１日付け改正前の大阪府財務規則の運用】  第39条関係  ２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。  (2)　経費支出伺書を作成する時期  ア　競争入札の方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき  イ　ア以外のもの  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 |

　　監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月３日から令和５年１月31日まで）

行政財産使用許可等の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 河内長野警察署 | 警察署の敷地内に下記の物件が設置されているが、行政財産の使用許可等の手続を行っていなかった。   |  |  | | --- | --- | | 物件名 | 数量 | | 河内長野市案内板 | １ | | 検出事項について、撤去や使用許可等の適否を判断し、所要の手続を行うとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【地方自治法】  （行政財産の管理及び処分）  第238条の４  ７　行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。  【大阪府公有財産規則】  （管理の原則）  第14条　公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。  （使用許可の範囲）  第22条　行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の４第７項の規定により、その使用を許可することができる。  一　府の職員、府立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。  二　国又は他の地方公共団体が行う調査研究、公の施策の普及宣伝その他公共の目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間供するとき。  三　水道事業、電気事業、ガス事業その他知事が指定する事業の用に供するとき。  四　災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。  五　国又は他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するとき。  六　行政財産の効率的利用に資すると認められるとき。  七　前各号に掲げるもののほか、府の事務若しくは事業の遂行上又は公益上やむを得ないと認められるとき。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月25日）